

第 60 回役員会（別紙） 教員組織の在り方等に関する検討ワーキング・グループ要項

役員会 第 60 回 平成 18 年 4 月 24 日（月曜日）開催

■別紙

教員組織の在り方等に関する検討ワーキング・グループ要項

（平成 18 年 4 月 24 日役員会決定）

第 1 学校教育法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 83 号）による教員の職名その他教員組織に係る制度改正等に伴い、本学における教員組織の在り方等に関し、必要な事項を審議し、及び学内における連絡調整等を行うため、役員会の下に、教員組織の在り方等に関する検討ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を置く。

第 2 ワーキング・グループは、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 企画担当の理事
- (2) 教員制度を担当する理事
- (3) 文系研究科長 2 名
- (4) 理系研究科長 2 名
- (5) 独立研究科長 1 名
- (6) 研究所長又はセンター長 2 名
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第 3 号から第 7 号までの委員は、総長が委嘱する。

第 3 ワーキング・グループに主査を置き、企画担当の理事をもって充てる。

2 主査は、ワーキング・グループを招集し、議長となる。

3 主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する委員が、その職務を代行する。

第 4 ワーキング・グループが必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第 5 担当理事は、ワーキング・グループにおける審議の結果を総長に報告するとともに、部局長会議等に審議の経過その他必要な事項を説明するものとする。

2 総長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ関係する理事又は委員会等に対し、必要な対応を求めることがある。

第 6 ワーキング・グループに関する事務は、総務部総務課において処理する。

第 7 この要項に定めるもののほか、ワーキング・グループの議事の運営その他必要な事項は、企画担当の理事が定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 24 日から実施し、平成 19 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。